

第三者評価結果

事業所名：メリーポピンズ東神奈川ルーム

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>法人系列園共通の全体的な計画は、児童福祉法の趣旨をとらえ、保育理念、保育方針、年齢ごとの子どもの保育目標に基づいて作成されています。計画には保育所保育指針に示された各項目について園での活動を落とし込み、さらに1歳から5歳までの子どもの発達過程において、保育士の行うべき支援や子どもが経験していく事柄が記載されています。また、地域の資源を生かした保育、保護者や地域への子育て支援、職員の資質の向上、保育時間などについても明記されています。「どろんこ会が育てる6つの力」や「幼児期の終わりまでに育てほしい姿10項目」を併記して、はぐくみたいと考えている具体的な内容や保育の目ざす方向を明らかにしています。法人作成の全体的な計画を基に、年度末に年度中の状況を踏まえて職員全員で検討し、次年度の園目標を定め、園としての次年度の全体的な計画を決定しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>園では大きさの異なる二つの保育室を低い扉で分けて使用し、年度前半は小さい保育室で1、2歳児が、大きい保育室で3～5歳児が過ごしています。年度後半に、2歳児は大きな保育室に移り、3～5歳児と過ごす時間を増やしています。各保育室に温湿度計を置き、エアコンや加湿器で温湿度管理を行っています。南側に広い窓があり、必要に応じてロールカーテンで日差しを調節しています。コロナ禍のため窓を少し開けて常時換気を行い、通常の清掃に加えてイスやテーブル、おもちゃ、トイレなどの消毒を毎日2回行って室内を常に清潔に保つほか、消毒がしにくい布製のおもちゃの使用を止めています。それぞれの子どもがくつろいで、また集中して過ごせるように、マットやパーティション、つり下げる間仕切りなどでコーナーを作っています。食事と午睡の場所を分けて子どもが落ち着いて生活ができるようにし、各保育室に隣接した場所に年齢に合った大きさの子ども用トイレを設置しています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>園では、子どもを年齢や月齢で分けるのではなく、個々の子どもの成長を把握して発達に応じた支援を行うように努めています。子どもの様子を見守るとともに家庭環境を把握し、発達の個人差や特徴を職員間で共有し、一人ひとりの子どもの成長に合わせて支援を行っています。保育士は否定するような言葉かけは避け、子どもたちにわかりやすく穏やかな言葉で話し、受容的な態度で接して、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるようにしています。言葉がまだ出ない子どもには気持ちをくみ取って欲求を受け止め、保育士は子ども同士のトラブルを未然に防ぐように努め、お互いの気持ちを言葉にして仲立ちをしています。「保育品質マニュアル」に子どもに対する態度や子どもの人権について記載し、園内研修で言葉かけについてのチェックを行い、せかす言葉や制止する言葉に気をつけて、それぞれの子どもにいていねいにかかわるように保育士の意識を高めています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもが基本的な生活習慣を身につけられるように、歯磨きや箸使用の開始時期などは年間指導計画に記載し、家庭に知らせようとして始めています。トイレトレーニングは、子どもの発達を見ながら家庭と連携を取って始め、保育室から入りやすい位置に設置されたトイレで、座る事から始め、排泄の様子を保育士が確認しながら無理なく進めています。着替えなどでは、保育士は見守りながら自分でやってみるように子どもに声かけをし、できないところを手助けしています。子どもが自分でできる事をきちんと行えるように、必要な場所に手洗いの手順、配膳の際の食器の並べ方などのイラストや写真を掲示し、自分で食後の口拭きをするようになった子どもには確認できるように手鏡を渡しています。休息については子どもの様子や家庭の状況を考慮して柔軟に対応し、5歳児は就学に向けて10月より午睡をなくしています。園では、子どもたちに手洗いや歯磨きなどの大切さを伝える機会も作っています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>園では子どもの自主性を尊重し、自ら考えて行動する事を大切にしており、毎日の午前中の散歩コースは子どもたちの意見から目的別に2コースを設定しています。3～5歳児は好きなコースを選択し、年上の子どもたちは年下の子どもを気づかいながら出かけています。散歩の途中で会った人に挨拶をし、消防署や警察署の前を通る際に話を聞く事もあります。また、毎月、徒歩遠足で自然豊かな公園へ行っています。ドッジボールや鬼ごっこなどルールのある遊びでは、時には子どもが自分たちでルールを決めながらルールを守る大切さがわかるように、保育士は支援しています。自由遊びの時間には、子どもたちは一人で集中し、あるいは友だちといっしょに、電車遊びで線路を長くつなげたり、役割を決めておままごとをしたりするなど、思い思いに遊んでいます。毎日のリズム体操や歌の時間、製作などにおいて表現活動を行うほか、就学を意識して3歳児から週に1回、音楽、体育、数字やひらがなの練習に30分間取り組んでいます。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>非該当</p>
<p><コメント> 0歳児の保育は行っていません。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 1、2歳児は、年度の前半は同じ保育室を使用し、マットやパーティションでコーナーを作って落ち着いて過ごせるようにしています。指先を使うおもちゃなどを用意して自由に遊べるようにし、保育士は子どもたちの気持ちに寄り添う事を大切にしながら子どもの気持ちを代弁して、友だちとの仲立ちをしています。年度の後半になると、2歳児は3～5歳児の保育室に移動し、設定されたコーナーで過ごします。子どもたちがさまざまな体験ができるように、ウッドデッキの園庭で水遊びやプランターの土で遊び、雨の後には公園で泥遊びをしています。また、色水で作った氷や石鹸水の泡で遊び、粘土や風船、寒天なども使って、さまざまな感触を楽しんでいます。散歩の際は出会った地域の方と挨拶をし、公園での公開保育で園外の子どもと触れ合う機会も持っています。保護者には、写真閲覧のほか、連絡帳アプリを用いてスマートフォンなどで園の様子を確認ができるようにし、また降園時に直接子どもの様子を伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園では子どもたちが異年齢で過ごし、教え合い助け合いながら、多くの事を体験できるようにしています。毎日、雑巾がけ、座禅、リズム体操を行い、毎月、系列園に行き、やぎや鶏の世話をするほか、商店街ツアーや銭湯でのお風呂体験などを行ってきましたが、コロナ禍のため園外活動は散歩以外現在中止になっています。そこで今年度は、従来バスを使っていた遠足を徒歩遠足とし、自分たちでお弁当のおにぎりを作って出かけています。散歩で消防署や警察署の前を通った際に話を聞き、パトカーに乗せてもらう機会もありました。常に異年齢で過ごしているため、5歳児は年長としての自覚を持ち、年下への配慮が身についています。また、お祭りのみこし作りや生活発表会などでは、友だちと協力してやりとげて、子どもが満足感や達成感を味わえるようにしています。子どもたちのさまざまな活動は、写真をファイルして園の玄関に置き、保護者や来園した方が見られるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園は、建物の1階にあるフラットな造りで、障害に対応できるトイレを設置し、壁は白く床は緑色の落ち着いて過ごせる環境です。オープンな構造なので、音が気になる場合に子どもたちも声の大きさに気をつけられるよう、わかりやすい図を貼っています。現在、障害児認定を受けている子どもはいませんが、必要に応じて保護者に説明して要支援個別計画を作成しています。子どもの様子は、毎月、1、2歳児と3～5歳児のケース会議を開いて検討し、園会議でほかの職員と情報を共有しています。ケース会議に系列の児童発達支援施設職員が参加することもあり、専門の職員から課題についての対応方法や保護者支援について具体的なアドバイスをもらっています。また横浜市東部地域療育センターの巡回相談を受けて情報を得ています。子どもたちは障害のある子どもとの違いを認めながら過ごすことに慣れていますが、トラブルがあった場合は園が対応すべき問題として保護者へ話をしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもの在園時間を把握して、長時間在園する子どもは適宜体を休めるようにしています。子どもたちは基本的に異年齢で過ごし、10月からは2～5歳児が同じ保育室を使っていますが、16時30分以降はその日の人数やメンバーにより、1、2歳児と3～5歳児に分かれて過ごすこともあります。18時以降は人数が減るため、クラスにかかわりなくいっしょに過ごしています。延長保育の時間帯は、好きな遊びを続けられるように環境を整えています。また、子どもが寂しくなったり甘えなくなったりする気持ちに配慮して、職員は膝の上に子どもを乗せて本を読むなど、子どもが落ち着いて過ごせるようにしています。朝8時までに登園する1歳児と、2歳児の9月までは補食としてミルクを提供し、19時30分まで在園する場合は希望があれば夕食を提供しています。子どもの情報は伝達シートや各保育士のスマートフォンを使って共有し、継続した保育に努め、降園時には保護者に子どもの様子を伝えられるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園では「5歳児と小学校1年生との年間連携計画」を作成し、5歳児の年間指導計画を基に、保小交流や家庭との連携などについて月ごとに記載し、計画的に就学準備を進めています。小学校と連携し、感染症対策を行いながら5歳児が小学校を訪問し、保育士が小学校の様子を参観する予定になっています。外部の接続期研修会には施設長と担当職員が参加しています。保育所児童保育要録について、園では子どもの育ちを小学校へつなげる大切なものとしてとらえ、子どもの姿を小学校へ伝えられるように要録の書き方についての研修に参加し、作成の際は担任同士で話し合い、子どもの姿を多方面からとらえて作成しています。要録は施設長が確認したうえで小学校へ送っています。5歳児の保護者へは、秋の懇談会でいねいに話をし、就学への不安を軽減するようするほか、保護者の要望や園からの声かけで個人面談を行い、小学校入学以降の子どもの生活について見通しが持てるように話をしています。</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<コメント>	
<p>子どもの健康状態は、「保育品質マニュアル」を基に毎朝の検温や視診で確認し、連絡帳アプリや保護者との会話からも把握しています。子どもの体調悪化やけがの場合は、必要に応じて系列園の看護師に相談しながら対応しています。保護者へ配付する園のしおりに園での対応について記載し、子どもの小さなけがや体調変化も降園時に保護者に伝え、状況によりお迎えをお願いし、必要に応じて翌日に状態を確認しています。年間保健計画を作成し、子どもへの指導内容や季節ごとの注意点を記載しています。日々の職員間の情報共有は、伝達ノートやスマートフォンを使って行い、子どもの既往症や予防接種などの情報もスマートフォンで確認できるようにしています。園のしおりに「ケガをしない強い体を育てる」という園の方針や裸足保育について記載し、毎月の保健だよりで健康に関する園の取組や健康情報を保護者に伝えています。乳幼児突然死症候群（SIDS）への対策として、午睡時に1歳児は5分おきに呼吸やうつぶせ寝になっていないかをチェックしています。</p>	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<コメント>	
<p>全園児に内科健診と歯科健診を毎年2回行い、子どもたちの健康状態を確認しています。健診結果は「乳幼児健康診断票」に記載して、保護者には確認のうえ押印をもらい、受診や家庭での過ごし方の見直しにつなげています。また、健診の際には前もって保護者からの質問を把握し、嘱託医に伝え、返答を個別に連絡帳アプリで返しています。健診後には子どもたちに、絵本などを使って歯磨き指導や健康な体作りについての話をし、子どもたち自身が健康への意識を持ち、自分の体調変化にも気づけるようにしています。5歳児には、保護者の了承を得たうえで性に関する教育を行い、自分の体を大切にすることや命の大切さを伝えています。子どもの健診の結果はファイルにまとめるほか、健診結果や毎月の身体検査の結果は保育支援アプリに入れ、職員間で情報を共有して保育にあたっています。</p>	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント>	
<p>食物アレルギーがある子どもへの除去食は、医師の生活指導管理表に基づき提供しています。半年に1度の生活指導管理表の更新に合わせて保護者と面談を行い、毎月調理員と保護者で除去メニューの確認を行っています。除去食提供時には、園児名、除去内容などを記載し、園児の写真をつけた専用トレイや名前を付けた専用の食器、おかわり用の専用容器を使用し、調理員と保育士で複数回確認するなど、誤配膳防止に努めています。食事の際はテーブルを決め、保育士がついて誤食を防ぎながら、ほかの子どもから質問があればいねいに答えています。施設長や調理員は、定期的に法人の食育会議に参加して情報を得て、職員に伝えています。また、アレルギーに関する緊急時の対応を研修で学び、医師の指示のもと薬も預かっています。現在、慢性疾患などの対象者はいませんが、必要に応じて対応します。アレルギーに関する書類は子どもごとにファイルし、当日のアレルギー対応については毎朝確認し、職員間で情報共有しています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>	
<p>園では、年間食育計画を作成して、1歳児から野菜の皮むきをして食材に触れ、5歳児では野菜を栽培して食べ、芋もちなど調理を行い、三色食品群を理解するなど、食事に対する子どもの興味を計画的にはぐくんでいます。食事は、好きな場所で好きな人と食べることができ、アレルギーのある子ども以外は各自自由に食べています。従来は子ども自身で量を考え盛り付けていましたが、現在はコロナ禍のため子どもに聞き保育士が盛り付けています。落ち着いて食事ができるように午睡の場所と分けているほか、園庭で食べたり、おにぎりを自分で作って遠足に持って行ったりするなど、子どもが食事を楽しむための工夫をしています。また、野菜やキノコを栽培し、素材の味を感じられるように調理をして、嫌いなものも食べられるようにしています。毎日の給食の写真や毎月の献立表、食育だよりは、保護者がスマートフォンで見られるようにし、人気メニューのレシピを園の玄関に置いたり、収穫した野菜を家に持ち帰ったりするなど、食について家庭との連携を図っています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
<p>献立は法人で作成し、月の前半のメニューを後半で繰り返す形式になっています。米は新潟の系列の農業法人から取り寄せ、旬の素材を使って和食を中心とした献立になっています。「かむ力を育て素材を味わえる状態で提供する」ことを大切に考え、食材を大きめに切ったり、りんごなどを皮付きのまま提供したりしています。保育士や調理員は従来は子どもたちと一しょに食べていましたが、コロナ禍のため、子どもの様子や喫食状況を見守りながら食事は別に行っています。喫食状況や保育士の意見などを基に給食の振り返りを行い、月の後半の調理に生かすほか、系列園の意見などから法人で献立の検討をしています。また、誕生月の子どもからはお誕生会の日の希望メニューを聞いています。お盆のお供え物を園で栽培した野菜で作成し、冬至にカボチャを食べるなど、伝承文化や行事にちなんだ食事や活動をしています。調理員は、給食提供マニュアルに基づき調理室の消毒や食材の管理を適切に行っています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>1、2歳児の保護者とは連絡帳アプリを使用して家庭と園で密に情報を交換し、連携を取りながら保育を行っています。3~5歳児の保護者には、園での様子は子どもが保護者に話す大切な機会ととらえ、連絡帳は必要時に使用する事を伝えています。毎年2回クラス懇談会を開き、保育の意図を伝え、活動時の写真を見せて子どもの成長の様子を伝えています。懇談会は保護者の就業に配慮し、18時30分から行うなど参加しやすい時間帯にしています。また、子どもたちの様子を写真に撮って、毎日保護者のスマートフォンから見られるようにしているほか、1歳児、2歳児、3~5歳児でそれぞれ写真をまとめてファイルにして随時見られるように玄関に置いています。保育参加も随時受け付けており、参加後のアンケートでは、保護者から家とは異なる園での子どもの姿を見る事で成長が感じられたとの意見を得ています。家庭の状況など保護者からの情報は、保育支援ソフトの児童票などに記録し、職員間で共有しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園では登降園時の保護者との会話を大切に考えており、まず保護者の話を聞いていねいに聞き、信頼関係を築いて、コミュニケーションを深めるようにしています。保護者への言葉づかいにも気をつけ、内部研修で自己チェックを行い、相談しやすい関係になれるように努めています。保護者との個人面談は期間を決めず、希望があれば随時行うようにしています。入園説明会や懇談会の際に面談に随時応じられる事を説明し、面談希望があった場合は保護者の就業などに配慮して、降園時や土曜日など来園しやすい時間を設定しています。また、登降園時の様子から気になる場合には、園から保護者に声をかけて面談を行っています。子どもの育ちについて園の専門性を生かしてアドバイスをし、場合により関係機関の情報を伝えながら、継続的な支援をしています。相談内容は「保護者面談記録」にまとめ、相談を受けた保育士だけでは対応できない場合は、施設長や主任が対応したり同席したりしています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待の兆候を見逃さないように、職員は「虐待対応マニュアル」に基づき、登園時の視診や必要時には触診を行って子どもの体調を確認し、登降園時や保育中の子ども様子にも気をつけています。虐待などの疑いが生じた場合は、園内で情報を共有したうえで施設長が法人に相談をして、判断を仰いでいます。必要に応じて法人から神奈川区こども家庭支援課へ連絡を行い、区と検討のうえ、横浜市中央児童相談所に連絡する体制を取っています。職員は毎年2回「児童・保護者の人権に関するチェックリスト」で自己評価を行っており、その際に虐待の定義や虐待が疑われる子どもの行動や状態なども確認して、虐待の早期発見につなげ、適切な対応が行えるようにしています。虐待の未然防止のため、気になる兆候がある場合は保護者に声かけをして相談のり、不安や悩みに寄り添いながら支援をしています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>各クラスで、四半期、月、週、日ごとに各指導計画の振り返りを行い、計画の見直しをしています。計画の省察には子どもの成長の様子や変化、興味、意欲などをいねいに記載しています。また、日々の保育や生活の場面を写真撮影し、職員間で保育内容や子どもの様子を振り返り、子どもの姿を客観的にとらえて保育の改善につなげています。計画立案の際に、1つのテーマをさまざまな方向へ関連付け、保育の可能性や留意点を検討する取組も行っています。また、保育士個人の自己評価として、年2回行っているチェックリストには、子どもの人権、保育環境、保育内容、保護者への支援などの項目も含まれていて、保育士はこの自己評価を行った後に施設長と面談を行い、改善点とスキルアップについて話をしています。毎月の園会議では、研修の一環として職員の理想の姿を基にした自己チェックも行っています。保育園全体の自己評価は、保育士個々の自己評価を踏まえて行い、事業報告書にまとめています。</p>	